

平成 21 年 度

市 長 施 政 方 針

平成 21 年相模原市議会 3 月定例会

本日ここに、平成21年度の予算案及び諸議案の提出にあたり、市政運営について所信を申し述べる機会を得ましたことは、私の最も光栄とするところであります。

さて今日、米国発の100年に一度と言われる未曾有の金融危機は、世界経済全体を急速に弱体化させ、わが国の経済、雇用にも極めて深刻な影響を与えております。加えて、地球温暖化などの環境問題の深刻化、人口減少・少子高齢化による社会保障費の増大などの大きな課題に直面しております。

また、地方分権につきましては、国から地方への権限移譲の具体的方策、税財政構造の再構築などについて、現在、第2期地方分権改革の中で検討が進められているところでございますが、今後本格化する道州制に関する議論ともあいまって、自らの地域のことは自らの意思で決定し、その財源・責任は自らが持つという地方主権の実現は、未だ道半ばであるといえます。

こうした時代にあっても、私は、真に創意工夫が発揮でき、個性が生かされる分権型社会にふさわしい地方自治体づくりに向けて、力強く取り組んでまいります。

本市は、市民に最も身近な基礎自治体として、生活に直結した課題に迅速かつ的確に対応し、質の高い行政サービスを提供していく責務があります。また、首都圏南西部における広域的な拠点都市として、この地域の発展に重要な役割を担っております。

こうした責務と役割を果たしていくため、恵まれた自然環境や都心と直結する交通網、活力ある産業などの多様な機能を有する本市の特性・潜在力を最大限に生かし、人や企業に選ばれる都市づくりを進め、新たな都市像である「人・自然・産業が共生する 活力あるさがみはら」をめざしてまいります。

本市における重要な政策課題について申し上げます。

はじめに、政令指定都市移行に向けた取組みでございます。

昨年は、県市間において『事務移譲等に関する基本協定』の締結や行政区画等審議会の答申に基づく区割り案の決定、また、市民の皆さまとのタウンミーティングの実施や市議会における『政令指定都市の実現に関する意見書』の決議など、政令指定都市移行に向け、重要な1年でございました。この間、皆さまの活発なご議論や多様で貴重なご意見などをいただいたところでございます。私は、こうした声を真摯に受け止め、市民の皆さまとともに、来年4月の「政令指定都市・相模原」の実現に全力を傾注してまいります。

今後は、本年秋頃の政令改正に向け、県市一体となって、国との協議を精力的に進めてまいります。

本年度の具体的な取組みにつきましては、市民の皆さまから多くのご応募をいただいた区名について、行政区画等審議会での答申に基づき、秋以降に市議会でご審議をいただき正式決定してまいります。

区役所の設置についてでございますが、A区については、(仮称)北地区保健福祉センターとの合築により整備を進めてまいります。平成22年4月の移行時は仮設区役所を設置してまいります。また、B区については、市役所本庁舎内に、C区については、市南合同庁舎内に設置してまいります。

また、区役所における身近な行政サービスにつきましては、各窓口での提供体制やサービス内容が市民の皆さまにわかりやすく利便性の高いものとなるよう、万全を期して臨んでまいります。

このほか、児童相談所や精神保健福祉センターの設置をはじめ、権限の拡大による新たな事務の円滑な実施に向けた取組みなど、市民サービスの充実に向け、移行準備を着実に進めてまいります。

次に、新しい総合計画の策定に向けた取組みでございます。

昨年は、6月定例会において、「人・自然・産業が共生する 活力あるさがみはら」を都市像とする『相模原市基本構想』のご議決をいただきました。本年度は、今後10年間の施策を示す基本計画や前期の5年間の取組みを示す実施計画について、施策ごとに成果指標を設けるなどわかりやすい計画づくりを進めるとともに、パブリックコメントなどを通して市民の皆さまのご意見をいただきながら策定し、平成22年4月に新しい総合計画としてスタートしてまいります。

次に、基地問題についてでございます。

昨年は、日米合同委員会において相模総合補給廠の一部返還の正式合意がございました。日米両政府で基本合意がなされている共同使用区域も含め、早期に地元利用が可能となるよう取り組むとともに、JR横浜線と並行した補給廠南側道路などのいわゆる返還4事案についても、引き続き、国や米軍と返還協議を積極的に進めてまいります。

また、米軍機の騒音問題につきましては、県及び厚木基地周辺市と連携し、騒音被害の軽減・解消に向けて、粘り強く取り組んでまいります。

続きまして、本年度の重点施策について申し上げます。

本年度は、「今、変革のとき ともに歩み 未来を築く」をテーマとして、

「生活に身近な安全・安心の充実」、

「誰もが取り組める地球温暖化対策の推進」、

「都市力を底上げする経済・都市基盤の充実」、

「市民が主役のまちづくり」、

「改革の加速～持続的な都市経営の推進～」

の5つを柱に、市政運営に取り組んでまいります。

【生活に身近な安全・安心の充実】

はじめに、「生活に身近な安全・安心の充実」についてでございます。

医療や福祉、雇用などは私たちの暮らしの足もとを支えるものでありますが、昨今の社会経済情勢は、これらを不安定なものにさせております。本市といたしましては、こうした状況を踏まえ、市民の皆さまのニーズに的確に応えられる施策を着実に進めてまいります。

（医療・福祉の充実）

市民医療の充実につきましては、医療機関をはじめとする関係機関等との密接な連携が重要であるとともに、「かかりつけ医」を持つことや救急車の適正利用など、市民の皆さまのご協力をいただくことが不可欠であります。このため、市民・関係機関・行政の協力・連携を一層進めながら、よりよい地域医療体制の確立に努めてまいります。

こうした中、昨今課題となっている産婦人科救急医療につきましては、休日等の昼間において、初期救急を相模原南メディカルセンターで、入院治療を要する二次救急を市内の病院が輪番で実施する新たな体制を導入してまいります。また、災害時医療救護体制の充実のため、これまでの旧市域に加え、本年度から津久井地域における備蓄医薬品及び医療資機材の整備を行うとともに、健康危機管理体制の充実のため、新型インフルエンザ対策に必要な資機材を計画的に備蓄してまいります。

次に、高齢者の福祉につきましては、地域ケア体制の充実、介護予防・疾病予防の推進、特別養護老人ホームやグループホーム等の施設・居住系のサービスや介護人材の確保・育成をはじめとする介護サービス提供体制の充実など、現在、高齢者施策に求められている課題の解消に向け、『第4期高齢者保健福祉計画』を推進してまいります。

障害者の福祉につきましては、精神障害者の地域での生活支援、自立支援の促進のため、利用者のニーズなどを踏まえ、特色ある地域活動支援センターを計画的に整備してまいります。

(子育て環境づくりの推進)

安心して子育てができる環境づくりにつきましては、母体や胎児の健康を確保するとともに、経済的な負担の軽減を図るため、妊婦健康診査の公費負担回数を現在の5回から14回に拡大いたします。また、子育てと仕事の両立を支援するため、病気回復期の保育を行う病後児保育施設の2か所目の開設に向けた取組みを行うとともに、保護や支援を必要とする母子家庭の自立に向け、母子生活支援施設の整備を進めてまいります。

児童に対する取組みにつきましては、陽光台こどもセンターを開館するとともに、児童クラブの待機児童解消のため、小学校の諸施設の活用などにより受け入れ児童数の拡大を図ってまいります。また、「放課後子ども教室」については、昨年度の3校に加え、本年度は第2次モデル校として、相原小学校、谷口台小学校、青葉小学校の3校で実施してまいります。

学校教育につきましては、旧沢井小学校の校舎を改修し、新たな体験学習の場として、(仮称)津久井ふるさと村自然体験教室を整備するとともに、「さがみはら教育」の発展と充実に寄与する優秀な人材を確保・養成するため、「さがみ風っ子教師塾」を創設いたします。

また、児童・生徒が健やかに育つ環境づくりに向け、引き続き、校舎等の改修や給食室の整備を行うとともに、すべての市立中学校における完全給食の実施に向けた取組みを進めてまいります。

(地域経済・雇用の活性化)

地域産業・雇用につきましては、現在の厳しい経済状況の中、緊急的な経済対策が喫緊の課題であるとともに、地域経済を支える各種産業の活性化に向けた取組みが必要であります。

こうした中、本年1月に緊急経済対策本部を設置し、融資枠の拡大、

公共事業の前倒し、期限付き市営住宅の提供などの対策を講じているところでございますが、本年度については、中小企業の支援や雇用対策をさらに強力に進めるため、景気対策特別資金など3つの資金の利用者負担利率を引き下げるほか、中途採用者等の就職面接会や無料職業紹介事業を実施するなど、本市の実情に即した有効な手段を講じてまいります。

また、商業の活性化のため、引き続き、商店会の組織強化に向けた支援などに努めるほか、農業の振興に向けては、地産地消を推進する中心的な役割を担う大型農産物直売所の設置を促進してまいります。

このほか、ニート等の若者の就職を支援するため、保健・福祉・教育等の連携により職業意識の啓発や相談などを行う地域若者サポートステーションの設置に向けた取組みを進めてまいります。

（消費者保護体制の充実）

消費者保護につきましては、複雑・多様化した消費者問題に対応するため、市や事業者の責務や消費者の役割などを定める条例の制定に向けた取組みを進めてまいります。

（地域防災力の強化）

災害対策につきましては、市民・関係機関・行政による防災活動の効果的な実施を図るため、『地域防災計画』を改定するとともに、災害に強い安全なまちづくりを計画的に進めるため、『都市防災基本計画』を策定してまいります。

また、昨年度から取組みを進めている避難所運営協議会について、引き続き、全ての避難所への設置に向け、地域の皆さまにご協力をお願いするとともに、各避難所の運営訓練の実施について、支援してまいります。

さらに、災害発生時における避難所の通信手段を確保するため、優先

的に通話が可能な特設公衆電話回線の設置を進めるとともに、引き続き、旧耐震基準で建てられた既存木造住宅や分譲マンションの耐震診断・改修工事等の費用助成を行い、耐震化の普及・啓発に努めてまいります。

消防につきましては、大規模災害や複雑多様化する災害に対して、より迅速で効果的な活動を行うため、消防署所の再編や機能の充実・強化などを定める新しい『消防力整備計画』を策定してまいります。

また、地域防災力の強化のため、消防団協力事業所表示制度を創設し、地域に密着して活動する消防団員の確保対策を行ってまいります。

【誰もが取り組める地球温暖化対策の推進】

次に、「誰もが取り組める地球温暖化対策の推進」についてでございます。

社会経済活動の拡大とともに、資源やエネルギーの大量消費が進んだ結果、CO₂など温室効果ガスの増加による地球温暖化が深刻化しています。

温暖化を防止していくためには、私たち一人ひとりがこの問題の起因者であることを自覚し、環境負荷の低減に真剣に取り組んでいくことが不可欠であるため、身近なところから取り組める環境づくりを進めてまいります。

（身近な地球温暖化対策）

具体的な取組みといたしまして、「地球温暖化対策の推進に関する法律」で新たに策定が求められる実行計画について、国のモデル都市として市民や事業者の皆さまとともに策定するほか、市内中小企業の新エネルギー設備等の導入を促進するため、新たな融資資金として「地球温暖化防止支援資金」を創設してまいります。

また、身近な環境行動の取組みとして、レジ袋の削減に向け、マイバッグ運動などの啓発活動や市内事業者等との連携を進めるとともに、商店街における街路灯の省エネルギー化を促進してまいります。

(循環型社会の形成)

循環型社会の形成に向けた取組みにつきましては、本年3月から、津久井地域におけるごみと資源の新たな収集方式を開始するほか、資源回収事業の見直しを図り、ごみの減量化・資源化の更なる推進に取り組んでまいります。

また、南清掃工場の建替え整備や津久井クリーンセンターの再整備を進めるとともに、災害時における廃棄物処理を円滑に行うため、『災害廃棄物等処理計画』の改定を行ってまいります。

(水源環境の保全・再生)

水源環境の保全・再生に向けた取組みにつきましては、ダム集水域における森林の水源かん養機能の向上を図るため、間伐や枝打ちなどの適切な手入れを行うほか、水源地域の水質保全に向けて、より効率的・効果的な生活排水処理対策のため、地域特性を踏まえた公共下水道と高度処理型浄化槽の整備を計画的に進めてまいります。

また、良好な水辺環境の保全・再生を図るため、ホテルの生息環境の保全活動を促進する条例の制定に向けた取組みを進めてまいります。

【都市力を底上げする経済・都市基盤の充実】

次に、「都市力を底上げする経済・都市基盤の充実」についてでございます。

本市の位置する首都圏南西部が、圏域全体として発展し、自立した都市圏を形成するためには、産業、文化、環境、防災などの様々なネットワークを生かして、それぞれに強みを持つ都市同士が、多様な連携・交流を行い、新たな魅力や価値を創出することが重要です。

こうした中、本市が持つ充実した都市基盤や新たな土地利用といった強み・潜在力を最大限に生かし、広域拠点性を強化する都市機能の集積や広域交通網の充実、産業の活性化などの取組みを進めてまいります。

(拠点性を高めるまちづくり)

具体的な取組みといたしまして、都市づくりの総合的・体系的な方針となる『新都市計画マスタープラン』を策定するとともに、新市の一体的なまちづくりを推進するため、都市計画区域の統合や区域区分、いわゆる線引きの見直しを進めてまいります。

中心市街地等における拠点性の高いまちづくりにつきましては、橋本駅周辺の都市再生緊急整備事業、相模大野駅西側地区及び小田急相模原駅北口地区の市街地再開発事業の促進を図るとともに、相模総合補給廠の一部返還予定地を核とした相模原駅周辺地区のまちづくり計画の策定を進めてまいります。また、広域交流拠点としての相模原・橋本エリアにおける各々の機能分担や地区間連携のあり方などを検討してまいります。

(産業集積と新たな拠点づくり)

産業の集積と新たな拠点づくりにつきましては、さがみはら産業集積促進方策による製造業等の立地促進を図るとともに、業務系・サービス業系企業の集積促進に向けて取り組んでまいります。また、さがみ縦貫道路のインターチェンジ周辺の当麻地区、川尻大島界地区、麻溝台・新磯野地区、津久井町金原地区における産業系を中心とした土地利用に向けた取組みを進めてまいります。

(広域交通網の形成)

公共交通網の整備につきましては、交通体系の整備指針となる『総合都市交通計画』の策定に向けた取組みのほか、相模原の将来の都市づくりに大きな影響を与えるリニア中央新幹線の駅誘致を積極的に進めるとともに、小田急多摩線の延伸、新しい交通システムの早期実現に向けて取り組んでまいります。

道路ネットワークの形成につきましては、さがみ縦貫道路のほか、インターチェンジへのアクセス道路となる津久井広域道路や県道52号（相模原町田）などの早期整備を促進するとともに、大山氷川線や相原宮下線などの都市計画道路の整備を進めてまいります。また、今後の市内幹線道路の計画的な整備を進めるため、『新道路整備計画』を策定してまいります。

（日常生活を支える都市基盤の整備）

日常生活を支える交通手段の確保につきましては、コミュニティバスの本格運行を本年1月から開始したところでございますが、本年度は、津久井地域において、乗合いタクシーの実証運行を行い、導入基準の策定に向けた取組みを進めてまいります。

公共下水道につきましては、河川などの水質保全と生活環境の向上のため、引き続き、合流式下水道の分流式への改善などを図るほか、集中豪雨などによる浸水被害を防止するため、雨水幹線の整備を進めてまいります。

また、市営住宅につきましては、引き続き、（仮称）市営南台団地や（仮称）市営並木団地の整備を進めるとともに、入居者の安全を確保し、適切な住宅の供給を維持するため、津久井地域の老朽住宅について、建替え・整備を計画的に推進してまいります。

さらに、スポーツ・文化施設の整備につきましては、本年度から2か年で相模原麻溝公園競技場のバックスタンドを整備するとともに、城山町への文化施設の建設に向けた取組みを進めてまいります。このほか、施設の老朽化への対応と利便性向上のため、グリーンホール相模大野や総合体育館を改修するとともに、市民会館や市民健康文化センターなどの改修に向けた取組みを進めてまいります。

【市民が主役のまちづくり】

次に、「市民が主役のまちづくり」についてでございます。

皆で担う市民社会を実現するためには、地域活動や市民活動が活性化するとともに、自治会、NPO、大学、企業などのまちづくりを担う様々な主体が連携・協力することが重要です。また、地域の特性を生かしたまちづくりのためには、地域住民自らの力が不可欠です。

こうしたことから、協働に取り組みやすい環境や地域主体の課題解決に向けた仕組みをつくるなど、市民が主役のまちづくりを推進してまいります。

（市民協働の仕組みづくり）

具体的な取組みといたしましては、昨年創設した「協働事業提案制度」や「市民行政協働運営型市民ファンド」などにより地域活動・市民活動を支援するとともに、市民と行政の協働にあたっての基本的な理念を定める「（仮称）市民協働推進条例」の制定に向けて取り組んでまいります。

また、住民主体の地域づくりに向け、政令指定都市移行に伴い各区に設置する（仮称）区民会議や市内22地域に設置する（仮称）まちづくり会議の効果的な運用について検討してまいります。

【改革の加速～持続的な都市経営の推進～】

次に、「改革の加速～持続的な都市経営の推進～」についてでございます。

本市が、他市のモデルとなり、都市行政を先導する役割を果たすためには、市役所全体がこれまで以上に創造性や改革意欲を持ち、横断的な視点での政策立案や外部からの新しい発想の導入などに取り組み、“相模原型”の施策を推進する必要があります。

具体的な取組みといたしましては、本市の経営指針である『さがみはら都市経営ビジョン』のアクションプランを見直すとともに、（仮称）都市経営審議会を設置し、自立的・先進的な都市経営を推進してまいります。

また、市民サービスの核となる公共施設について、今後の社会経済情勢の変化や多様化する市民ニーズ、施設需要の動向を見据え、そのあり方や配置などに関する指針の策定に向けた取組みを進めてまいります。

このほか、効率的な行政運営を図るため、政令指定都市移行後の区や局の経営体制づくりや『職員定数管理計画』の改定を進めるとともに、政令指定都市にふさわしい人材の育成や政策立案能力の向上を図るため、職員研修の充実に努めてまいります。

以上、本年度の重点施策について申し述べました。

（予算）

続きまして、本年度の予算案について申し上げます。

地方財政は、大幅な財源不足と地方債への高い依存、財政構造の硬直化などの課題を抱えております。また、国においては、道路特定財源の一般財源化や税源移譲を含めた税源配分の見直しなど地方税財政改革の検討が進んでおり、国の取組みと歩調を合わせて、人件費、投資的経費、一般行政経費の各分野にわたり、厳しく抑制を図るなど、歳出全般にわたって改革に取り組むことが求められております。

こうした中、本市財政につきましては、昨今の経済情勢により、法人市民税を中心とした市税等の減収が見込まれるとともに、扶助費などの経常的経費の増加により、厳しい財政運営が求められます。

平成21年度当初予算案につきましては、『さがみはら都市経営ビジョン』を踏まえ、『新世紀さがみはらプラン』の着実な推進や『新しい

総合計画』で定めた都市像の実現に向け取り組むとともに、経済情勢を踏まえた緊急経済対策や政令指定都市への移行を見据えた都市力の強化に視点をおいた予算編成を行いました。

こうして編成しました、平成21年度の当初予算規模は、
一般会計は、2,074億円、前年度比 2.1パーセント増、
特別会計は、1,233億円、前年度比 2.7パーセント減、
総額は、3,307億円、前年度比 0.2パーセント増、
となっております。

なお、このうち政令指定都市移行に関連する準備経費につきましては、一般会計で約25億円、特別会計で約2億円の合計約27億円を計上しております。

(むすび)

時代は今、変革を求めています。

わが国は、現在、重大な経済危機、地球環境問題の深刻化、急速な高齢化などを迎えており、先行きが不透明で安心した未来が見えにくい状況にあります。

こうした時代こそ、私たちは立ち止まらず、確かな「新しい未来のさがみはら」を展望した歩みを進めなければなりません。

私は、確かな未来を築くため、市民の皆さまとともに歩み、変革の時代であるいまこの時を全力で取り組んでまいります。

以上、私の市政運営に対する所信の一端を申し述べました。

市民の皆さま、議員の皆さまの市政に対するご理解と一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。